

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

重 要 事 項 説 明 書

リバーヒル長井通所リハビリセンター

社会福祉法人
長井弘徳会



RIVER HILL NAGAI

リバーヒル長井通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【重要事項説明書】

あなたに対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供開始に当たり、厚生省令37号105条(第8条を準用)の規定に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 運営の方針及び事業目的

(1) 運営の方針

通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、在宅ケアの支援に努めます。

(2) 事業目的

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い計画を立て実施し、利用者の心身機能維持回復を図る事を目的とします。

2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容

定員	35名			
営業日	月曜日—金曜日(年末年始休業日12月31日—1月2日)			
利用日	居宅サービス計画に指定された曜日			
利用時間	9時45分～16時(介護) 13時45分～16時(支援)			
利用場所	長井市寺泉 3525 番地 1 リバーヒル長井通所リハビリセンター			
利用可能な設備	デイルーム(食堂及び機能訓練室)	143.18㎡	浴室	一般浴槽 1槽 家庭浴槽 3槽 特殊浴槽 2台
サービスの内容	居宅サービス計画に基づき作成された通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に沿って、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。			
従業員の勤務体制	<p>当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。</p> <p>(1) 管理者(介護老人保健施設管理者兼務) 1人</p> <p>(2) 医師(管理者含む) 1人以上</p> <p>(3) 看護職員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・介護職員 5人以上 ※(3)のうち、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれか1以上</p> <p>(4) その他事業所を運営するのに必要な職種(栄養士・事務員等)は本体施設(介護老人保健施設リバーヒル長井)の職員が兼務するものとする。</p>			

3 利用料金

(1) 要支援の方:介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	2,268 円	4,536 円	6,804 円
要支援2	4,228 円	8,456 円	12,684 円

※要件を満たさない場合減算あり

加算料金(1月につき)

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562 円	1,124 円	1,686 円	実施者のみ 利用開始日から6ヶ月以内
退院時共同指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円	実施者のみ
若年性認知症利用者受け入れ加算	240 円	480 円	720 円	実施者のみ 該当者のみ
科学的介護推進体制加算	40 円	80 円	120 円	LIFEの利用
サービス提供体制強化加算 Iイ	88 円	176 円	264 円	要支援1の方全て
サービス提供体制強化加算 Iイ	176 円	352 円	528 円	要支援2の方全て

※取得変動あり

(2) 要介護の方:通所リハビリテーション費:通常規模型抜粋(1日につき)(~14時につき)
(1回/1日につき)

提供時間 介護度	1割負担		2割負担		3割負担	
	4時間以上 5時間未満	6時間以上 7時間未満	4時間以上 5時間未満	6時間以上 7時間未満	4時間以上 5時間未満	6時間以上 7時間未満
要介護1	553円	715円	1,106円	1,430円	1,659円	2,145円
要介護2	642円	850円	1,284円	1,700円	1,926円	2,550円
要介護3	730円	981円	1,460円	1,962円	2,190円	2,943円
要介護4	844円	1,137円	1,688円	2,274円	2,532円	3,411円
要介護5	957円	1,290円	1,914円	2,580円	2,871円	3,870円
(※)	20円	24円	40円	48円	60円	72円

(※)リハビリテーション提供体制加算

※上記提供時間の他に各種の提供時間設定あり

※当日の利用者の心身の状況や急な気象状況の悪化等により、やむを得ずサービス提供時間に影響が生じた場合においても、計画上の単位数を算定させていただきます。

加減算料金

項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
入浴介助加算Ⅰ(1回/1日)	40円	80円	120円	実施者のみ
入浴介助加算Ⅱ(1回/1日)	60円	120円	180円	実施対象者のみ
科学的介護推進体制加算 (1回/1月)	40円	80円	120円	LIFEの利用
若年性認知症利用者受け入れ 加算(1回/1日)	60円	120円	180円	実施者のみ 該当者のみ
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円	実施者のみ
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)(1回/1月)	593円	1,186円	1,779円	リハ実施者6月以内(1月につき) LIFEの利用・新規利用から6月以内
	273円	546円	819円	リハ実施者6月以降(1月につき) LIFEの利用
生活行為向上リハビリテーション実 施加算(1回/1月)	1,250円	2,500円	3,750円	利用開始から6月以内(1月につき) 実施者のみ
サービス提供体制強化加算Ⅰ (1回/1日)	22円	44円	66円	加算条件満たしていれば算定
送迎を実施しない場合の減算 (1回/1日)	-47円	-94円	-141円	家族が送迎を行った場合等

(注)1割、2割、3割負担とは、介護保険負担割合証に記載されている割合をいいます。

(注)介護職員等処遇改善加算として加算条件満たしていれば算定されます。(算定要件にて変動あり)

(3) その他の料金(全額自己負担)

項目	料金	備考
昼食代	670円	対象者
茶菓子・飲み物代	60円	対象者
尿とりパット1枚	70円	希望者のみ
紙おむつ・紙パンツ	120円・150円	希望者のみ
キャンセル料	670円	当日連絡時に限り昼食代相当としてい ただく
連絡帳ファイル及びケース代	450円	初回ご利用月のみ
特別な行事等にかかわる費用	実費	事前に説明を行い同意いただく

4 支払い方法

(1) 毎月10日頃に、前月分の請求書を発送しますので、次項に示す期限までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

(2) お支払い方法は、現金又は銀行振り込み、口座振替の3つの方法があります。

現金又は銀行振り込みの場合はその月の20日まで。口座振替の場合はその月の15日に引き落としとなりますので、残高の確認をお願いいたします。

※口座振替は、きらやか銀行・米沢信用金庫・山形銀行・ゆうちょ銀行・農協の各本支店に限る

5 当事業所の概要

(1) 運営法人

名称及び種別	社会福祉法人 長井弘徳会
所在地	〒993-0061 山形県長井市寺泉3525番地1
代表者	理事長 伊藤 啓
電話	0238-84-7575
他の主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人保健施設リバーヒル長井(介護老人保健施設・短期入所療養介護) ○地域密着型特別養護老人ホーム野の香(地域密着型介護老人福祉施設) ○地域密着型短期入所野の香(短期入所生活介護) ○介護付有料老人ホームほほえみ (特定施設入所者生活介護・短期入所療養介護) ○グループホームリバーヒル長井 あやとり・くさぶえ・館町 (認知症対応型共同生活介護) ○リバーヒル長井通所リハビリセンター(通所リハビリ) ○リバーヒル長井訪問リハビリセンター(訪問リハビリ) ○リバーヒルデイサービスセンターすこやか(通所介護) ○リバーヒルデイサービスセンター輝ら凜(認知症対応型通所介護) ○リバーヒル長井自立支援サービス事業所みどりの森(通所サービス) ○リバーヒル長井介護支援サービスセンター(居宅介護支援) ○リバーヒル長井在宅介護支援センター(長井市委託) ○リバーヒル長井配食サービスセンター(長井市委託) ○長井市介護予防教室(長井市委託)フォローアップ教室・元気はつらつ教室

(2) サービス提供事業所

名称	リバーヒル長井通所リハビリセンター		
所在地	山形県長井市寺泉3525番地1		
電話・FAX	電話:0238-83-3315 FAX:0238-83-3308		
管理者名	山口 勝也		
指定番号	0651580003	定員	35名
通常事業の実施地域	長井市		

6 施設の利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。
- (2) 喫煙、飲酒は禁止とします。
- (3) 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないとともに、火災防止上、危険を感じた時は直ちに職員に通報するものとします。
- (4) 利用者相互の融和を図ることとし、他利用者への迷惑行為は禁止します。
- (5) 多額の金銭・貴重品等は原則として持ち込まないものとし、小銭等は利用者本人が管理するものとします。
- (6) 設備・備品及び貸与物品等は、大切に扱うよう努めるものとします。
- (7) 飲食物、備品等は原則として持ち込まないものとし、所持品は必要最小限にとどめます。
- (8) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急時(急変時)以外は認めないものとします。
- (9) ペット類の持ち込みは禁止します。
- (10) 利用者の「営利行為、宗教活動及び勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- (11) その他管理者が特に必要と認めた事項を含めます。

7 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練(机上訓練を含む)を定期的を実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するため担当者を配置します。

担当者(職・氏名)	センター長 小澤啓子
-----------	------------

8 事故発生防止の対策及び事故又は災害発生時の対応

- (1) 事業所は、事故の発生防止のために、事故防止のための安全対策の担当者を定めるものとします。
- (2) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに山形県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するものとします。

担当者(職・氏名)	センター長 小澤啓子
-----------	------------

山形県 電話番号 023-630-2211(代表)
長井市 電話番号 0238-82-8011(福祉あんしん課)

9 非常災害対策

- (1) 事業所は、就業規則別冊「防災管理規程」に基づき、非常災害対策及び避難訓練を行います。
- (2) 前項の非常災害対策及び避難訓練等を行うにあたり、地域住民の参加が得られるよう努めるものとします。

10 職員の資質の向上

- (1) 事業所は、職員の資質の向上のために、研修等の機会を確保するとともに、研修会等への参加を積極的に支援します。
- (2) 事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じます。

11 高齢者虐待防止の推進

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次のとおり必要な措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止発生又はその再発を防止する為の委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するため担当者を配置します。

担当者(職・氏名)	センター長 小澤啓子
-----------	------------

12 秘密の保持

- (1) 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととします。
- (2) 事業所は、職員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨の取り決めを職員との雇用時等に行うこととします。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

13 ハラスメント防止対策

事業所は職員に対し、男女雇用機会均等法における適切なハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、就業規則別冊「ハラスメント防止対策規程」に基づいた適切なハラスメント対策を行うものとします。

14 テレビ電話等の活用

運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められているものを除く)について、感染防止や多職種連携の促進の観点から以下のような場合はテレビ電話等を使用することがあります。

- (1) 利用者等が参加せず、医療・介護関係者のみで実施する場合

(2)利用者等が参加するものについて利用者の同意を得た場合

15 身体拘束の適正化

- (1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを厳守いたします。
- (2)身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、また、早期の業務再開を図るための「業務継続計画」(BCP)を算定するとともに、当該計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

17 その他運営に関する重要事項

- (1)施設の運営規定の概要、サービスの提供に関する重要事項等、事業計画、財務内容については、施設内に掲示します。
- (2)前項の施設の運営規程の概要、サービスの提供に関する重要事項等について、記載した書面を自由に閲覧できる形で据え置くことにより、掲示に代えることができることとします。
- (3)通所サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他通所サービスの提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存します。なお、通所サービスの提供における診療記録、介護記録、看護記録並びにリハビリ記録については個人情報保護のガイドライン等を遵守しつつ、磁気ディスク等への電磁的な保存のみとします。
- (4)通所サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人長井弘徳会の理事会において定めることとします。

18 健康上の理由による中止および緊急時における対応方法

- (1)風邪、インフルエンザ、感染症、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2)当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービス内容の変更又は中止することがあります。この場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。
- (3)利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。この場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

19 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所に関する相談・苦情については下記で承ります。その場合、事業所は事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無及び改善の方法について申立人に対し報告します。

受付窓口・担当者名	センター長 小澤 啓子
連絡先	電話:0238-83-3315 FAX:0238-83-3308
受付時間	8:30 ~ 17:30 (土日、年末年始を除く)

※ご相談や苦情につきましては、以下のところでも受け付けております。

社会福祉法人長井弘徳会 苦情解決第三者委員会 (窓口:介護老人保健施設リバーヒル長井内)	0238-84-7575
長井市役所(福祉あんしん課)	0238-82-8011
山形県国民健康保険団体連合会(代表)	0237-87-8000

リバーヒル長井通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本紙面に基づき、重要事項を確認して頂きました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	〒993-0061 山形県長井市寺泉3525番地1
	名称	リバーヒル長井通所リハビリセンター
	説明者氏名	印

私は、契約書及び本紙面により、事業者からリバーヒル長井通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについて重要事項の内容を確認し、同意します。

契約者氏名	印 (続柄)
利用者氏名 (契約者が利用者本人の場合は 記載の必要はありません)	印